

総務政策委員会会議録

招 集

令和4年11月14日（月）午前10時 議場

出席委員（9名）

（委員長）岡田啓介 （副委員長）金城雅子
伊藤ひろえ 稲田清 奥岩浩基 徳田博文
松田真哉 森田悟史 渡辺穰爾

欠席委員（0名）

出席した事務局職員

松下局長 田村次長 長谷川議事調査担当係長

傍聴者

岩崎議員 門脇議員 塚田議員 森谷議員 吉岡議員
報道機関 1社 一般0名

説明のため出席した者

【総務部】永瀬部長

[調査課] 足立課長 宇山課長補佐兼行財政調査担当課長補佐

報告案件

・督促手数料の廃止に係る関係条例の整備について [総務部]

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○岡田委員長 それでは、ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日は、総務部から1件の報告がございます。

督促手数料の廃止に係る関係条例の整備について、当局からの説明を求めます。

足立調査課長。

○足立調査課長 そういたしますと、督促手数料の廃止に係る関係条例の整備について、御説明させていただきます。

最初に、督促すること、督促状を送付することについてでございますが、このことは市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保健料などが納期限までに納付しなかった方に対して、地方税法や地方自治法の規定により行っているところでございます。この督促状を発した場合、米子市におきましては条例の定めるところによりまして、督促手数料を徴収することにしております。この督促手数料を廃止することとし、関係条例の整備を行うことといたしたく本日は理由等について御説明させていただきます。

まず1つ目の理由といたしましては、納税者の利便性のさらなる向上でございます。当初に送付する納付書では、督促手数料を加算した額を納付することができませんので、その当初の納付書にはコンビニ使用期限を設定しております。この期限を現状では納期限と同一日にしているところでございます。また、括弧3、行政事務の負担軽減に記載している内容と関連してきますが、納期限日から督促状送付までには20日程度のタイムラグが

ありまして、この間は督促手数料をお支払いしていただく必要はないのですが、現状におきましては、当初の納付書で納付していただくことはできません。この間にコンビニを利用して納付を行いたいのですとか、利便性を阻害しているというお声を納税者の方から多数いただいております。ネックとなっている督促手数料の徴収を廃止し、納期限日以降も当初に送付した納付書でコンビニ納付等ができるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

2つ目の理由といたしましては、金融機関の公金収納窓口事務の合理化への対応でございます。督促手数料を徴収開始日以降、督促状ではなく、当初の納付書を金融機関に持参された納税者に督促状を持参して再度来店を依頼していただかなければならないのですが、なかなか御理解がいただけないことから、金融機関の担当者の方が本市に督促手数料の可否につきまして電話確認をし、当初の納付書に督促手数料の額を記入した上で、収納していただくといった事務が発生しているところでございます。このことにつきましては、法令で義務付けられていることではございませんで、あくまで金融機関の任意の協力によりまして行っていることであります。また昨今、金融機関の事務の合理化は避けられない状況となっております。この観点からも見直しを行う必要があるというふうに考えているところでございます。

最後に3つ目の理由といたしましては、行政事務の負担軽減でございます。先ほど、納税者の利便性の向上の際にも申し上げたのですが、納期限日から督促状送付日までに20日程度のタイムラグがありまして、この間は督促料を加算する必要はないのですが、現状におきましては、当初の納付書で納付していただくことができない状況でございます。納期限経過後、督促手数料の徴収開始日までの間にコンビニを利用しての納付希望があった場合、利用可能な納付書を再度交付するなどして対応しておりますので、この度の見直しによりまして内部事務の省略化も図ることが可能となります。

以上、3つの理由によりまして督促手数料を廃止したいというふうに考えておるところでございます。なお、関係条例の整備につきましては、12月の定例会におきまして提案いたします。対象となる条例につきましては別紙一覧表に示しているとおりでございます。また、廃止時期につきましては、令和5年4月1日以降に納期限が到来するものにつきまして廃止対象とする予定でございます。

続きまして裏面を見てやっていただけますでしょうか。廃止の影響と今後の対応といたしましては、広報よなごやホームページにおける期限内納付の勧奨を一層強化するとともに、納期限までに納付せずに結果として滞納となった場合には法に則した厳正な滞納処分を徹底していくこととしております。

次に収入の減少についてでございます。督促手数料収入につきましては、減少いたしますが、行政事務の負担といたしまして、先ほど御説明いたしました納付書の再交付以外に督促手数料を加算された督促状を受け取った納税者の方から、督促手数料を徴収することへの不満ですとか、そもそも納税通知書が届いていないと言ったような申入れに対応することが相当数ございまして、御理解していただくための対応に多くの時間、労力を費やしている状況にあります。このことがちょっと合理性がある状況ではございません。督促手数料の廃止によりまして、そのような問合せの事務負担が大幅に軽減されるために、収納事務により一層注力することで対応していきたいというふうに考えているところでござ

います。

最後に、他の自治体の状況につきましてはここに記載しているとおりでございます。  
簡単ですが、説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

松田委員。

**○松田委員** 一番最後の所ですね、他の自治体の状況というところで、この督促手数料を廃止した自治体があるということなんですけども、そちらの自治体の場合に徴収率が低下したとか、今もこの100円があるから、それが抑止力みたいな形で納税者の方は考えられていると思うんですが、そういうこうマイナスの影響とかその辺りこうヒアリングをされていたら教えていただきたいんですが。

**○岡田委員長** 足立課長。

**○足立調査課長** 御質問で他の自治体に聴取しているかということですが、幾つかの督促手数料を廃止した自治体に確認はしております。例えば、青森県の八戸市ですとか、茨城県のひたちなか市等々、複数の自治体の廃止した所に聴取しましたが、どこも徴収率は下がっていない状況にございました。なので米子市がやろうとしていることと同じように、そういった事務負担が軽減されることによりまして、より一層徴収事務に注力できたということで徴収率はむしろ若干ですけれども上がっている状況にございます。以上です。

**○岡田委員長** 松田委員。

**○松田委員** もう一つですね、一度納付書を送られて、それで期限が過ぎて納付書を再交付するということになる、そこから市のほうから再交付の納付書を郵送で送ってっていう形ですけど、大体どの程度その量というか再交付の納付書を送るケースというのほどの程度あるのかなっていうのが分かれば。

**○岡田委員長** 足立課長。

**○足立調査課長** そちらにつきましては、例えば全体の何割が再交付しているか、当初に送った納付書のうち何割かという御質問ですか。

**○岡田委員長** 松田委員。

**○松田委員** この再交付の納付書を発送するとか、作成して発送するのにコストがある程度かかっていると思うんですけど、そのコストが年間どの程度なのかなというのがちょっとイメージしたくてでした。

**○岡田委員長** 足立課長。

**○足立調査課長** そういたしますと、例えばこの廃止するためにじゃあ今まで先ほどの500万強の督促手数料がなくなって、合理性のところについての御質問だと思いますので、若干その再交付のことを踏まえて御説明させてやっていただきたいというふうに思います。令和3年度の督促手数料収入、約534万あるんですが、じゃあ逆にどれだけの事務、そこに労力がかかってきたのかということになりますと、先ほどの再交付した事務だけではございませんで、督促状を出してから例えば督促状が来たことについて、あるいは督促手数料が取られることについてということに、そこに約9割お問い合わせがあるということは、収納推進課のほうからも伺っております、そこは例えば対応している時間に換算しますと約2,000時間以上ちょっとかかっている状況にございまして、例えば人役に換

算しますと1. 2人役相当の事務負担がかかっているということになります。ですから、これを仮に人件費に換算しますと、約960万程度になりまして、そこに対してさらに郵送等のコストが加算しますと、トータルで約1,000万円位のコストがかかるといった形になっておりまして、そうなりますと例えば督促手数料を取っていることに500万強収入がなくなりますが、中々そこに合理性があるとは言い難い状況にありまして、その部分も含めて廃止したい要因の一つであるということになります。以上です。

**○岡田委員長** いいですか。

ほかにありませんか。

今城委員。

**○今城委員** すみません、ちょっとよく分かっていないので確認を一個だけさせていただきます。まず廃止の理由の1の(1)の所で、納付期限以降も当初に送付した納付書でコンビニ納付等が利用できるということですので、これはとても利便性が上がっていいですね。で結局その1期とか2期とかそういった感じになっているのが、1期目の期限が超えても例えば2期目と一緒に納付できるというような、そういうようなイメージってことですか。ではなくて、全体の物を例えばいついつまでって年が切れていて、そこまでずっと通していつでも支払いできますよってことなんですか。

**○岡田委員長** 足立課長。

**○足立調査課長** 例えば、今コンビニの使用期限というものは、その今の期ごとの納付日と同一というふうにしておるところでございます。このコンビニの使用期限をいつまで延ばすか適正な時期っていうのは、今検討しているところでございますが、比較的長い時期に延ばそうということは考えているところでございますので、しばらくの間は使えるようにしたいというふうに思っているところでございます。

**○岡田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 分かりました。そうしますとね、4番の(1)のところで法定による督促状の送付を行い、納期限までに納付をしなかった者に対しては延滞金の徴収の徹底をするということなので、結局期限が切れた以降に次の日とか、まあ次の日っていうのがどうなのか分かんないけど、そうすると法的にはこの延滞金の対象になっちゃうよねっていうことはあるということを踏まえると、自分の期限までに一応年なら年としての期限までに払ったのに延滞金払うのはって思って、もし払わないということになったりすると、これって滞繰り処分みたいな感じになるんですか。年度を超えた時には。ならない。

**○岡田委員長** 永瀬総務部長。

**○永瀬総務部長** 延滞金の計算をして加算すること自体が、これ滞納処分の一環ですので、そもそも滞納整理にもう入っている状況になります。ですので、任意で納税者の方がどうこうするという問題じゃなくなってまして、処分が始まって延滞金部分を加算して滞納処分として納付をいただくということですので、納付書の問題と滞納処分である延滞金の計算加算の問題とはちょっと切り離してお考えいただければと思います。以上です。

**○岡田委員長** よろしいですか。

そのほか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 12月定例会にも条例改正案出されるということで事前に報告案件という

ことで理解いたしました。詳細につきましては、定例会の時に条例案見させていただいて伺わせていただこうと思っておりますので、本日資料で別表のほう、もろもろこれだけの条例改正が必要になりますよというところがありましたので、我々のほうもそれまでに準備をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○岡田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと教えてほしいんですけど。今コンビニの話も出るんですけど、ちょっと知識的に私なくてあれなんで、口座振替ありますよね。残高不足で落ちなかった場合、これは残高が入ればもう日にちが違ってても落ちるもんなんですか。ちょっとそこら辺の仕組みが分かんないんで、教えてほしいんですけど。

○岡田委員長 足立課長。

○足立調査課長 大変申し訳ございません。その部分についてちょっと、今はっきりあの。落ちない。すみません、落ちないといった格好になります。申し訳ございません。

○岡田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると口座振替の人でも、残高不足だった場合は督促は出してもらえた訳ですね。

○岡田委員長 足立課長。

○足立調査課長 督促状は出すことになります。

○岡田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 口座振替だと私もやってますけど、通帳記入しないと落ちたつもりでいるという場合もありますよね。そうしたら通知も来ないと。次は延滞金が付いたのが何日までになってというのが来るようになるということですか。

○岡田委員長 足立課長。

○足立調査課長 今の報告でさせていただいたとおり督促手数料自体はなくなるんですけども、督促状は出すことにはなりますが、そこに100円をプラスしてということの100円はなくなりますが、引き続き延滞金は徴収することになります。

○岡田委員長 よろしいですか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、以上で総合政策委員会を閉会いたします。

午前10時16分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 岡田啓介